佐賀県告示第 253 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和3年7月27日から令和3年8月26日まで 佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 広滝大和富 士線	佐賀市大和町大字松瀬字南原 87 番 12 地 先から 佐賀市大和町大字松瀬字西名尾 583 番地	令和3.7.27
	先まで	